

2013年3月29日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化**

**(IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正案)」に対するコメント**

我々は、公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

**質問 1**

IASB は、資産の使用を含む活動から創出される収益を使用する減価償却又は償却の方法を禁止するように、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」を修正する提案をしている。この方法は、資産に具現化された将来の経済的便益の予想消費パターンではなく、経済的便益が資産から創出されるパターンを反映するものだからである。これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。

1. 我々は、以下の理由により、同意する。
2. 我々は、資産に具現化された経済的便益が複数の会計期間にわたり、その使用を通じて消費又は減価する場合、資産の経済的便益である原価は、規則的かつ合理的に配分されるべきであると考えている。収益を使用した減価償却方法は、資産に具現化された経済的便益の消費パターンというよりも、資産の使用状況を考慮することなしに、産出された製品の収益の額の結果として、経済的便益の消費が擬制されたに過ぎないものと考えられる。すなわち、経済的便益が資産から創出されるパターンを反映する方法である。
3. また、収益を使用した減価償却方法は、将来の収益の見積りに大きく依拠することが想定され、場合によっては、減価償却費が計上されない又はマイナスとなるといった不合理性が生じる可能性がある。このことは、資産を使用して経済的便益が消費又は減価しているという事実と反する結果となり、経済実態を適正に反映しないことになるものと考えられる。

## 質問 2

提案について他にコメントはあるか。

4. 個別の質問事項とされていないが、本公開草案における、IAS 第 16 号の定率法の適用における追加的な指針を提供する第 62B 項の提案に関してコメントをする。
  
5. 我々は、本提案は、IAS 第 16 号の第 60 項の減価償却の認識に関する原則の判断をした上で、定率法の適用を検討する場合に、資産の産出する製品又はサービスの販売単価の予想される将来の低下が、IAS 第 16 号の第 56 項(c)の資産の耐用年数の見積りの考慮要素であると共に、経済的便益の消費パターンの考慮要素となる可能性があることを明確にするものであると理解しており、同意する。

★ ★ ★

我々のコメントが、本公開草案における IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

加藤 厚

企業会計基準委員会 副委員長